

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………
- 建築基準法による意見の聴取……………
- ………(都市整備局市街地建築部調整課)……………
- 森林法第八十九条の掲示(二件)……………
- ………(産業労働局農林水産部森林課)……………
- 警視庁組織規則の一部を改正する規則……………

### 告示

#### ●東京都告示第千六百七号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十九年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

商号 代表者氏名

主たる事務所の所在地 免許証番号 免許年

株式会社 レイヨン ・ヴェー ル	代表取締役 島田 沙織	中央区銀座 六丁目十二 番十三号大 東銀座ビル 二階三号	東京都知事 (1)第九七三 八八号	平成二 十七年 一月十 六日
---------------------------	----------------	------------------------------------------	-------------------------	-------------------------

有限会社 シューエ ム	代表取締役 餅崎 秀逸	豊島区池袋 二丁目七十 番八号一〇 三号室	東京都知事 (7)第五八六 七〇号	平成二 十八年 四月二 十七日
-------------------	----------------	--------------------------------	-------------------------	--------------------------

株式会社 ランドク リエーシ ョン	代表取締役 杉山 浩章	渋谷区代々 木一丁目十 三番九号	東京都知事 (2)第九〇八 五五号	平成二 十六年 八月二 十一日
----------------------------	----------------	------------------------	-------------------------	--------------------------

リンクバ ンク・H LD株式 会社	代表取締役 平岡 勝幸	新宿区新宿 一丁目三十 四番十一号	東京都知事 (1)第九五七 一一号	平成二 十五年 八月二 十三日
----------------------------	----------------	-------------------------	-------------------------	--------------------------

#### ●東京都告示第千六百八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第三項ただし書及び第四項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十九年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 平成二十九年十一月二日(木曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二〇四会議室

三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

(一) 建築主住 目黒区大岡山二丁目十二番一号

所氏名 国立大学法人東京工業大学

建築敷地 大田区石川町一丁目一番一ほか

地域地区 第一種中高層住居専用地域、近隣商業地域、防火地域、準防火地域、第二種高度地区、第三種高度地区、第一種文教地区及び第二種文教地区

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 大学 増築

及び用途 大学

敷地面積 約一三七、〇六一平方メートル 増減なし

建築面積 約四〇、四九四平方メートル (合計約四〇、五三二平方メートル)

延べ面積 約一七八、三一六平方メートル (合計約一七八、三五三平方メートル)

構造及び階数 鉄骨鉄筋コンクリート造ほか

地上十一階地下二階

地上二階

地上二階

地上二階

(二)

高さ 四七・九七メートル 二・六二メートルほか  
 適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

建築主住所氏名 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都

建築敷地 渋谷区千駄ヶ谷一丁目十七番

地域地区 第二種中高層住居専用地域、準防火地域、第一種文教地区、第二種高度地区、第二種風致地区、神宮外苑地区地区計画(再開発等促進区を定める地区計画)及び都市計画公園

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別及び用途 体育館及び観覧場 増築  
 体育館及び観覧場

敷地面積 約四五、八一六平方メートル 増減なし

建築面積 約二四、一四三平方メートル(合計約二四、一六八平方メートル)

延べ面積 約四五、三〇四平方メートル(合計約四五、三三二平方メートル)

構造及び階数 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造及び鉄筋コンクリート造 地上二階

地上三階地下二階ほか

高さ 二九・五〇メートル 六・八〇メートルほか  
 適用条文 建築基準法第四十八条第四項ただし書

●東京都告示第千六百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
青梅市御岳一丁目二〇番、三四番	中村洋介	青梅市役所
青梅市御岳一丁目三六番	市川哲雄	

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農林水産省告示第千五百十六号のとおり。

●東京都告示第千六百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手

方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
青梅市御岳本町二八八番	浅妻久美子	青梅市役所
青梅市御岳本町三三四番	鴨居博司	

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年東京都告示第千二百五十四号のとおり。

規 則 (公)

警視庁組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年10月25日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第15号

警視庁組織規則の一部を改正する規則

警視庁組織規則(昭和47年4月1日東京都公安委員会規

則第2号)の一部を次のように改正する。

第37条第2号中「強姦」を「強姦<sup>かん</sup>」を「強制性交等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号(代)

郵便番号  
 113-0001

